

The conference of Tohma



# とうまの議会

発行：当麻町議会 北海道十勝郡当麻町3条東2丁目11番1号 TEL (0166) 84-2111

## 第4回定例会開催



成人を祝う会（1月12日）

### 今号の目次

町政を問う（一般質問）	P 2
議案の審議	P10
地方の声を国政の場へ（意見書）	P13
行政視察報告	P14
議会のうごき	P15
委員会活動	P16
議案審議の結果	P17
議案の採決結果	P18



# 平成25年 第4回定例会

平成25年第4回定例町議会は、12月17日に招集され、会期2日間で開かれました。

初日は、町長の行政報告、4議員からの一般質問につづき、専決処分承認、人権擁護委員候補者の推薦、条例の制定、条例の一部改正4件、過疎計画の変更、協定の変更、相談センターの共同設置、財産の取得、補正予算4件を審議しました。

最終日（18日）は、組合議会議員の選挙、意見書などを審議しました。

また、総務文教常任委員長から行政視察の報告がありました。

〔議案審議結果は17ページをご覧ください〕

●  
ここが聞きたい

## 町政を問う

第4回定例会において、前田、山下、成田、加藤の4議員が一般質問を行い、町長と教育長の考えを尋ねました。

（要旨にて掲載）

# A & Q

問 米政策の見直しについて

答 当麻ブランドの確立が重要



前田 議員

問

当麻町の農業は、水稲主体の農業でありましたが、1970年に始まったコメの生産調整（減反）導入の中で、行政、農協、生産者の努力によって、現在、水稲を中心とした野菜、花卉等を組み合わせた複合経営が確立されています。

しかし、農業の将来展望は、決して明るいものばかりでないことも事実です。

先般、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉でも、アメリカが関税全廃の姿勢をさらに強く

打ち出すことも予想され大変厳しいものがあります。

政府は11月6日、コメの生産目標を都道府県に配分する生産調整（減反）について、5年後の2018年度をめどに廃止する方針が固められ、また、11月27日には、米の直接支払交付金の減額や飼料用米への支援強化、多面的機能支払いの創設などを柱とした経営所得安定対策等の他、農地の維持管理のために創設する「日本型直接支払」の取り組みなどが新聞紙上等で報道されております。

國の方針では、「米の需給調整の新たな対策の定着状況を見ながら、5年後をめどに、國による生産目標の配分に頼らなくても、生産者を中心に、需要に応じて米を生産できるよう、行政や現場が一体で取り組む」内容としており

農 業

ますが、市場原理に任せて農家が自由に生産すれば、過剰生産になりコメ価格の下落を引き起こすことが懸念され、その結果、大規模なコメ農家ほど影響が甚大であり、将来にわたってコメを作り続けられるのか、多くの農家が不安を募らせています。

今後、このような厳しい国策に当麻町がどう対応していくか伺います。



菊川 町長

答

現在、政府では、経営所得安定対策や米政策見直しについて協議されているところでありますが、生産調整を5年後に廃止、経営所得安定対策は「産業政策」として、飼料用米に対する数量払の導入など、農業者の努力を反映する仕組みへ移行を目指し、2010年に導入された、減反に応じた生産者に10a当たり1万5千円の定額補助金も14年から減額のうち、5年後には廃止が示され

ました。

一方では「地域政策」として多面的機能に着目し、農地や水路、農道の維持等を後押しする交付金「日本型直接支払」を来年度に創設する方針が示されております。

現段階では、新聞の紙上等で把握するのみで、今後、情報収集に努め、詳しく示された後、当麻農協をはじめ各関係機関と取り組みについて協議検討してまいります。今後の当麻農業として、政府の米政策見直し、TPPへの対応、更なる農業情勢の変化に対応できる、未来を見据えた「販売戦略の構築」と他産地との差別化を図るべく「当麻ブランドの確立」が重要であることは議員も既にご承知のことと存じます。

当麻農協では、玄米、白米ともに販売が好調であります。米産地としてのより一層の対策を講ずる必要があるため、平成27年度には新たな精米施設の建設とカンントリーエレベーターの増設が計画されております。

米価の下落、高齢化による稲作戸数の減少を想定し、担い手へ農地の集約を推進し、水稲を中心とした生産者の確保をするため、水

稲育苗施設の増設、併せて園芸施設の増設に対して町も支援してまいります。

米を基幹とした複合経営の充実を目指し、農業所得安定化を図るため取り組むものであります。

町としても、当麻農協と一体となつて、白米販売を主軸とした販売体制の構築と、より一層の販売強化に向けた支援をしてまいりますのでご理解願います。

**問**

① 郷土資料館の今後のあり方は  
② 新公民館に期待する  
大きな役割は

**答**

① 収蔵品の展示場所等も含め検討  
② 町民が利用しやすくなるよう  
条件整備を図る

郷土史料館・公民館



山下 議員

**問** ● 郷土資料館は本町の歴史資料を唯一、展示・保存しているところであり開拓から今日までの当麻町の歴史を一目で振り返ることのできる貴重な展示をしています。

開拓から120年以上の歴史を

展示するこの施設は、大正15年に当麻村役場庁舎として建設され、当時としてはモダンな鉄筋コンクリート造り2階建ての他町にない特質性をもった建物でした。昭和48年に現在の庁舎が完成したのを機に昭和57年からは郷土資料館として多くの町民に親しまれてきました。

途中に幾度かの修理と改修が行われましたが88年の間、風雪など厳しい環境に耐え、建物としての機能と役割は十分にはたしてきたところであります。

しかし、耐震性など利用者の安全面から、解体を含め今後のあり方を検討する時期と考えます。

資料館の管理は教育委員会で行っていますが公共建造物であることから町長に伺います。

● 新公民館と多目的ホールの建設工事が着々と進められています。町民の期待は大きいものがあります。完成後は市街地区や中央地区住民の集い・憩いの場は基より町内の催しや各種発表会の会場など生涯学習推進には重要な拠点施設となります。

公民館の役割は、地域住民のために多様な学習課題に対応し、生活に即する教育、学術と文化に関する各種の事業を行い地域住民の生活文化向上、社会福祉の増進を支援するものです。

いま、新公民館の完成を目前に控え関係する条例の改正や公民館長の選任、社教主事の複数配置など多様な組織のあり方を見直し、町民に新公民館の利用法や計画内容のPRなど取り組んでいる内容について開館に先立ち解りやすく周知していくことが大切であり、

これらに関して公民館運営審議会の果たす役割は重要であります。

教育長は、新公民館の運営などと公民館運営審議会の関わりをどのように捉え、また、新公民館の市街・中央地区分館としての役割と各地区分館を含め、新公民館をどのように結び付け、公民館活動を誘導していくのか伺います。



新公民館建設現場

**答**

● 郷土資料館は大正15年、

鉄筋コンクリート2階建てで、当時としては極めて画期的な建築技術により、旧役場庁舎として建設されたものであります。

また、当麻町開基90年の記念事業として昭和57年に現在の「当麻町郷土資料館」を開館いたしました。



以来、開拓時代の屯田兵に係る資料及び町民の皆様から寄贈いただいた古民具などを展示しているところでございます。

郷土資料館は、議員のご質問のとおり建物の耐震性など安全面から考えると十分な施設とは言えません。

先人の労苦や偉業、そして貴重な歴史ある遺産を次世代に伝承、継承することも我々の責務であると認識しておりますので、収蔵品の展示場所等を含めて当麻町総合計画の中で建物の解体ないし保存について、当麻町文化財審議会、当麻町郷土史研究会の皆様方と協議、検討を重ねて参りますので、ご理解願います。



長 教 育 長 谷 本

**答**

● 本町において、公民館運営審議会委員は社会教育法第30条第2項の規定に基づき、教育委員会で任命しており、全員が社会教育委員を兼ねております。

通常、年4回の会議の中で、公民館事業の企画実施等についての審議・評価をいただくとともに社会教育活動全般について、ご意見をいただきながら社会教育行政を推進しているところでございます。

新公民館は、役場庁舎に隣接して建設されることから、特に、市街・中央地区住民の期待度の大きさを感じておりますが、新公民館は教育委員会が管理運営するものであり、助成金が交付され地域住民により管理運営がなされている公民分館とは異なるものであるとご理解いただきたいと思います。

現状では、旭川市のような都市とは違い、専任の公民館長や公民館職員を置いて運営している状況にはございませんので、本町におきましては、多くの他町村と同様に教育課長が館長を兼ねております。

このことは、「イチイ学園」の開設や「各種スポーツ教室」など多様な社会教育事業を公民館事業として実施していることから、妥当なことと考えております。

また、社会教育主事の複数配置についてでございますが、職員の専門能力向上は必要なことであり

ますので、今年度、教育課職員1名を社会教育主事養成講習に派遣しており、2人目の社会教育主事として期待しているところでございます。

近年、本町におきましても、価値観の多様化や少子高齢化の影響もあり、地域のつながりの希薄化や文化団体・会員数の減少といった課題も存在しているものの、一方では、生涯学習フェスティバルの活性化といった大きなうねりもございます。

今年度スタートの当麻町第8次社会教育中期計画に併せて、「美術館賞パスツアー」や「大人のための読み聞かせ講座」など、新たな事業の推進と「生涯学習便り」などを活用した情報提供の充実などに努めてきたところでございます。

教育委員会といたしましては、新公民館の完成を契機として、当麻町農村環境改善センターも併せて有効に活用する中で、町民の生涯学習はもとより地域住民の自治的活動も、より一層推進されるよう、これらの施設の利用促進を図っていくことが大切であると認識しております。

そのためにも、今年度中に関係する条例・規則の見直しと改正を行い、より町民の皆様が利用しやすくなるよう条件整備を図るとともに、情報提供に努めてまいりますのでご理解願います。

## 再質問

**問**

山下議員

資料館の建物を保存するのか、収蔵物を保存するのか伺いたい。

**答**

町 長

建物は、歴史的な建物として残し、展示品は、審議会の皆さんにもご相談申し上げ、既存の施設を活用しながら分散展示も検討してまいります。

**問**

山下議員

新公民館は、分館とは異なるとの答弁だが、今まで置き去りになった公民分館のない地域において、分館活動をどのように考えているのか。

また、公民館の運営体制で、教育委員会の課長が公民館長を兼務している状況は、活動上も含めて問題であり、新体制で運営を図ってはどうか。

**答** 教育長

地区の分館については、補助金を交付し自主運営を行っていただきます。

新公民館は、各地域の分館のように地区専用の施設ではなく、市街・中央地区の活動については、他の施設も利用し、活動していただく考えです。

公民館長については、管内をみると教育委員会の次課長が兼務しているのがほとんどであります。

山下議員

**問**

新公民館の運営体制についてももう一度再考していただきたい。社会教育事業で「美術鑑賞会」の企画や「生涯学習便り」が発行されているが、新公民館の完成を契機に、各種講習会・講座を始め、ミニコンサートなどを開催してはどうかと思うが、新公民館の新年度予算をどう設定されるのか。また、公民館活動で利用される方の料金について伺いたい。

**答**

教育長  
新たな事業を導入すべきとの意見ですが、新年度以降に検討します。

また、新公民館の新年度予算については、他町のホールも参考に

し、予算計上いたします。

利用者の料金については、予算と並行して協議してまいります。

山下議員

**問**

新公民館は分館とは異なるとの答弁だが、再度伺いたい。

また、大ホールの利用方法について、機材の操作を含め、利用しやすい内容で、利用者数を増やすことも大事ではないかと考えるがどうか。

教育長

**答**

各地区の分館のように、地区専用の施設ではありませんので、新公民館、改善センター、輝きを合わせた中で利用していただく考えです。

機材の操作については、職員の専属配置または委託という方法で、新年度予算で協議してまいります。

山下議員

**問**

公民館運営審議会委員によって、幅広く専門的な立場で新公民館や分館活動、子どもから青年代まで事業のあり方を審議していただいているが、審議内容を生涯学習便りや町のホームページ等にも掲載していくことも大事ではないか。

また、事業をより深めるため、

審議会委員や公民館職員の研修を年に1回は実施してはどうか。

教育長

**答**

PRについては、現在は実施していませんが、公民館事業の開催ごとに評価をいただき意見をいただいておりますので、検討し

たいと思います。

委員の視察については、当然、町内にいたただけでは、新しい情報は不足するかと思っておりますので、例年、管内の研修に1名、道内の研修に1名、職員も合わせて出席しています。

**問**

- ① 森林整備基金の創設を
- ② 医科診療所の診療方針は

**答**

- ① 基金に頼らず予算化
- ② 良質で安心できる医療を提供

林 業 ・ 診 療 所



成 田 議 員

**問**

● 我が町の基金は、土地開発基金をはじめ、それぞれ町づくりに必要な基金を条例で定め、特定の目的のために11の基金を設け資金を積み立て、平成24年度決算では22億7千万円の基金

総額を有しております。

それに加えて、もう一つ「当麻町の山づくり」を目的とした基金を創設してはどうかと考えます。

当麻町は、町有林で4,247ha、分収林を含む私有林は2,754haを有し、収穫期を迎えた高齢級林が多く、やがて、一定の面積を毎年、皆伐することとなります。

しかし、その後の育林には長い歳月と費用がかかります。これまで、国・道の施策に連携

し補助事業等で山づくりが出来ま

したが、国がかかえる大きな災害  
復旧や原発問題の処理などに掛か  
る巨額な費用を考えますと、今後  
その財源を国に求めても容易なも  
のではない時期も想定されます。

「資源の循環型利用林」の安定  
した事業が円滑に推進できるよう、  
町有林からの事業利益の一部を一  
定の金額まで積み立て、基金の創  
設をされてはどうかと考えます。

町長の考えを伺います。

● 本年4月より、安友先生を迎  
え新体制で業務が開始され、半年  
が経過いたしました。

現在は、昨年同期より患者が増  
えていると伺っており、経営面か  
ら考えますと「日当り患者数の増  
加は経営改善の目安となり、新所  
長の手腕が発揮され、より良い方  
向に発展されることを期待するこ  
ろであります。

現在、どこの自治体病院も経営  
環境は非常に厳しく悩ましい問題  
であり、我が町も赤字対策に入院  
病床の無床化や、人件費の削減な  
どを講じて大きな効果を挙げて来  
ましたが、それ以降も、一般会計  
から繰り入れ金を毎年投入してい  
る状況であり、なかなか黒字化は

困難に思います。

しかし、当麻町の今後の医療を  
守る上で、可能な限り一定の繰り  
入れは必要不可欠なものとは感  
じておりますし、その分、課題も  
あると思いますが、他の医療機関  
との連携を含め、質の良い医療を  
提供されることで町民の理解が得  
られるものと考えます。

そこで、これからの医科診療所  
の診療方針をどのように考えてお  
られるのか、町長の考えを伺いま  
す。

**答**

町 長

● 現在本町では、町内で  
行われる森林整備に伴い、生産さ  
れた町産材の積極的な利用推進に  
取り組んでいるところであります。  
議員ご質問のとおり、町有林を  
含めた約7,000haの一般民有  
林では、昭和29年の洞爺丸台風被  
害以降から植栽が始まった人工造  
林地が約60年を経過し、収穫期を  
迎えております。

今後におきましては、計画的な  
皆伐、そして伐採跡地への確実な  
再造林を実施するとともに、生産  
される木材の利用を含めた持続可  
能な循環型森林経営を推進してま  
いります。

「今後の森林整備のための基金  
を創設してはどうか」とのご質問  
であります。町といたしまして  
は、今後、国・道の施策や補助制  
度がどのような形になりましても、  
森林整備事業に必要な予算は一般  
会計の中で確保してまいります。

基金創設につきましては、現時  
点において具体的な計画はござい  
ませんが、今後の動静を見ながら  
必要な場合は当麻町森林組合と十  
分協議をし、検討してまいりたい  
と考えております。

森林は木材生産だけではなく、  
地域環境の保全や水源のかん養等  
公益的な機能を有しており、農業  
の振興にとりましても重要な役割  
を担っていることから、森林整備  
事業の確実な実施は地域産業の振  
興にとって根幹を成すものと考え  
ております。

施策においても予算においても  
十分考慮し、森林整備に取り組ん  
でまいりますのでご理解願います。

● 本年4月より町立診療所に安  
友所長を迎え約9ヶ月となります。  
赴任当初より所長は当診療所の  
赤字を危惧され、以前の病院での  
経営改善に尽力された経験をもと  
に、赤字解消へ向けて、様々なこ



町立診療所

とを実行されてきており、昨年と  
比較いたしましたして、月平均で実質  
患者数が約80名ほど伸びてきてお  
りますし、外来収入にあつては11  
月末現在で、昨年比約600万円  
の増となっております。本年度末  
においては約1,000万円ほど  
の伸びになるのではないかと見込  
んでおります。

このように患者数と外来収入は  
伸びておりますが、議員ご指摘の  
とおり、施設の老朽化や自治体病  
院としての体制維持など、その性  
格上、なかなか急激に黒字経営に  
移行することは極めて難しいとい  
ころであります。今日に至るまで  
も、入院病床を無床にするなどの  
改革を進め、大幅に赤字を少なく  
してきたところではあります。



今後とも町立診療所を安定的に運営するためには、必要最小限度の繰出金は必要であると考えております。

次に、診療方針についてであります。第5次当麻町総合計画の医療では、「多様化する医療ニーズへの対応」・「高度・専門医療機関との病診連携」・「在宅医療サービスの充実」などを掲げております。

「多様化する医療ニーズへの対応」については、本年度導入の電子カルテが1月より稼働を予定しておりますので、電子カルテを活用した「患者様が見える診療」・「患者様が納得理解できる診療」により、患者様やご家族が求める医療ニーズに対応してまいりたいと考えております。

「高度・専門医療機関との病診連携」においては、当診療所は無床のため、数日の入院で改善できる簡単な疾患から、癌・心疾患・脳疾患など高度医療が必要な患者様まで、総合病院や専門病院に紹介しているところであり、当診療所にあつては重要な連携部分となります。

しかし、どこの医療機関も多忙

を極めており、紹介にスムーズに対応していただけない場合も多々あるのが現状で、安友所長は連携強化のため「ドクター・to・ドクター」の顔の見えるつながりを構築し、患者様に適切で良質な医療を提供したいと努められておりますので、町としても期待するとともに協力をしてまいりたいと存じます。

次に「在宅医療サービスの充実」であります。本町においても高齢化のため、患者様ご自身で診療所へ通院することが難しい方が増えてきております。

厚生労働省においては訪問診療をこれからの重要な課題と捉えていることから、当診療所としても患者様の家を病室と捉え、往診による在宅医療サービスをさらに充実してまいります。

また、現在安友所長にあつては、末期の患者様が入院医療施設での最後を迎えることが困難になりつつある状況を踏まえ、最後の看取りのための訪問診療に対応されており、今後とも訪問看護ステーションとの連携を密にして、訪問診療の体制づくりに努力されているところでありますので、町として

も支援をしてまいりたいと考えております。

ここ数年間において、当診療所は町民の中核となる医療機関として、施設の改修や医療検査機器の充実、また、電子カルテによる医療のIT化など、ハード面において充実を図ってまいりました。

今後はソフト面に目を向けた診療所づくりを推進し、安友所長の考えでもある「患者様の目線に立った」医療を構築し、町民皆様にとって安心できる医療を提供してまいりたいと考えておりますのでご理解いただきたく存じます。

**問**

① 介護保険からの「要支援者外し」について  
② タクシーの常駐を

**答**

① 今後の動向を注視  
② ハイヤー事業の引き継ぎに期待



加 藤 議 員

**問**

① 厚生労働省は、訪問介護（ホームヘルプ）と通所介護（デイサービス）をあくまで市町村に丸投げする方針に固執しています。

要支援者サービス費用の6割を占める両サービスを削減するのが狙いです。

そのためにNPO（民間非営利団体）やボランティアの導入、事業者への報酬単価の値下げなどによって削減を行う方針です。

事業費には上限額を設け、全市町村に削減計画を策定させ、厳しく抑え込みます。サービスの低下は避けられず、介護を支える事業者からは専門職としての展望も奪



うものです。

今後の具体的な制度内容は厚生労働省からの指示を待たなければなりません。介護保険サービスを利用されている方から不安の声が多く寄せられています。

そこで質問ですが「要支援1・2」と認定されたうち、サービスを受けられている高齢者は本町に何人おられるのか。

要支援者向けの介護予防が圧縮されれば、何年かして重い要介護状態に陥る人が増える恐れがあり、かえって事業費が膨らんでしまうのではないかと危惧していますが、町長は市町村への丸投げについて、どのように考えておられるのか伺います。

◎ 当麻ハイヤーが廃業し、高齢者の方やマイカーはあるが「道が滑りそうな日は運転したくない」など、ハイヤーがないことに不便さを感じている町民が多数おられます。

町内に入りしているタクシース会社もありますが、町内で移動する場合、わざわざタクシース会社へ電話して来ていただくのも気の毒で頼めないと言っています。

タクシース会社と相談をして、町

内に昼間だけでも常駐していただき、電話があればすぐ来てくれる体制はとれないものか。そのために、町が事業費の一部を補填してもいいのではないかと思います。老後の「足」を心配なく暮らせるように考えるのも行政の仕事ではないかと思いますが、町長の考えを伺います。



**答** 町 長

① 「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」いわゆる「社会保障プログラム法」が12月5日に成立しました。同法には、地域支援事業の見直し、要支援認定者への支援の見直し、特別養護老人ホームへの入所対象者の見直し、高所得者に係る利用者負担の見直し等の施策を、平成27年度をめぐりに講ずることなどが盛り込まれてお

ります。

ただし、同法は、あくまでも医療、介護などの制度改革について、その実施時期や関連法案の国会提出時期を規定したものにすぎないため、制度改正の詳細な内容につきましても同法のスケジューリングに従い、介護保険法等の改正により規定されることとなります。

◎ 質問の1点目、要支援1または2と認定され、サービスを受けられている町内の高齢者の人数ですが、9月現在、要支援1の認定を受けられている方は126名で、このうち訪問介護で33名、通所介護で47名、合計80名の方がサービスを利用されています。また、要支援2の認定を受けられている方は47名で、このうち訪問介護で9名、通所介護で10名、合計19名の方がサービスを利用されています。

◎ 質問の2点目、訪問介護、通所介護の市町村への丸投げについてどのように考えているかであります。

現段階で厚生労働省から示されている改正案の概要は、要支援1および2の軽度者の訪問介護、通所介護サービスを、平成29年4月

までに市町村の総合事業サービスに移行し、これに配食や見守り等の生活支援サービス、訪問看護や福祉用具等の他の介護予防給付を組み合わせることで、利用者に多様なサービスを提供するとともに、介護事業者の柔軟な人員配置等による効率化、NPO法人やボランティアなどの有効活用による効率化、サービス内容に応じた利用者負担の設定などにより、事業費を抑制しようというものであります。

しかしながら、これらの改正案につきましては先般公表されたばかりであり、現在も社会保障審議会介護保険部会で審議が続けられていることから、大きく変わる可能性もありますので、今後の動向を注視し、具体的な改正案が決まりましたら、町としての対応を固めて参りたいと存じます。

◎ 「町民の足を守るため、町内にタクシースを常駐させることについて」のご質問であります。10月から本町にハイヤー事業者がない状況となっておりますが、突然の廃業であり、町にも事前の相談がなかったことは誠に遺憾であります。

町としても各委託契約の中で、

「町民の足を確保するサービス」を提供していたことから、当面の対応として、隣接する旭川市の民間交通事業者と早急に相談、協議し、事業を継続していくため委託契約を結び、重度心身障がい者ハイヤー料助成、高齢者ハイヤー料助成、宇園別小学校児童の学童保育の迎えなどの事業を実施しているところであります。

町内にハイヤーの事業者がないことは、利用の気軽さや、いつでも来てもらえるという安心感がなくなつたということでは理解できませんが、しばらくの間、隣接する旭川市などから営業として来ていただけるものですから、遠慮せずに依頼していただきたいと思います。

町内のタクシー会社の今後の方向性ですが、当麻ハイヤーの事業を引き継いでいただける方がおりまして、現在、関係の弁護士を通じて、その作業に入っていますので、近々当麻町で開業いただき、町民の皆さんへの交通サービスを継続して提供していただけるものと思っております。

## 推せん

### 人権擁護委員候補者の推薦

平成26年3月31日で任期満了となります土橋章一氏（4条西3丁目）を引き続き委員に推薦することとに適任として答申しました。



土橋章一氏

## 選挙

### 大雪消防組合議会議員の選挙

平成26年4月1日から当麻町が大雪消防組合に加入することに伴い、組合議会議員の選挙を行いました。

選挙の結果、大川清人議長、中港勝副議長、成田治議員の3名が大雪消防組合議会議員に決まりました。

## 変更

### 当麻町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

変更内容は、平成25年度の実施事業と第5次総合計画で実施予定の事業について追加し、計画を変更しました。

## 質疑

### 問

善光議員

「町産材木材の地産地消推進」を新たに計画されているが、木質バイオマス関係の研究などに取り組んでいる町村もある。どのような形で木材の有効な地産地消を図っていくのか。

### 答

副町長

バイオマス関係は、集積費用等を考慮した中で、どの程度効果的に事業が出来るのかはつきりしていない面もあり、今後の検討課題です。現時点では木材としての地産地消を中心に考えています。定住自立圏の形成に関する

### 協定の變更について

現在、旭川市と結んでいる協定を変更するもので、教育では、不

## 共同設置

### 上川中部基幹相談支援センターの共同設置について

障がい起因する日常生活での困りごとや悩みごとなど、障がいを持たれている方や家族の方などから様々な相談を総合的に受け付ける拠点施設として、平成26年4月1日から、当麻町・比布町・愛別町・上川町の4町で、基幹相談支援センターを共同設置するものです。

障がい者の方々が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう支援していきます。

## 条例

### 当麻町暴力団排除条例の制定について

全国的に社会全体で暴力団を排

除する機運が高まっているため、条例を制定するものです。

暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと、暴力団を利用しないことを基本理念に、町、町民及び事業者が一体となって警察などと相互連携を図り、暴力団の排除を推進し、地域経済の健全な発展に寄与するものです。

質 疑

問

田澤議員

条例を制定しても、いかに町民にきめ細かく周知するかが大事である。具体的な対策はどう考えているのか。

答

総務企画課長

東警察署や北海道から資料を提供していただいた中で、協議をして広報活動を行っていきたいと思います。

当麻町財政調整基金条例の

一部を改正する条例について

財政調整基金は、年度間の不均衡を調整するため決算剰余金などを積み立て、主に財源が不足する年度に活用する基金ですが、条例

で定められている処分の範囲が地方財政法の規定より狭いため、法で定められている内容に合わせて規定を追加し、活用範囲を広げました。

本基金での調整機能を高めて運用にあたります。

当麻町まちづくり寄附条例の

一部を改正する条例について

当麻町のまちづくりに賛同される方からの寄附金を財源として行う事業として「安全・安心な農産物の生産供給等農業振興に関する事業」と「環境の保全に資する森林整備、水源かん養、環境緑化等に関する事業」の2つを定めていましたが、寄附者の方から子育てに関するものに使ってほしいという要望があり、「未来を想う子どもへの育成支援に関する事業」を追加しました。

当麻町中小企業経営安定化利子補給条例の一部を改正する条例について

北海道が定める中小企業総合振興資金融資要綱に基づく経営安定化資金を借り入れた町内の中小企業に対し、融資利率の低を利子補給するところ、平成23年4月1日から平成26年3月31日まで全額利

子補給をしていますが、さらに3年間延長し、町内中小企業に対する支援を継続するものです。

当麻町ふれあい交流センター「輝き」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

この条例は、平成26年4月1日から、商工会の要望を受け、ふれあい交流センター「輝き」の一部を貸し付けすることに伴い、必要事項を規定するとともに所要の改正を行いました。

また、条例名を「ふれあい交流センター「輝き」条例」に改めました。



取得

財産の取得について

町内の小・中学校で使用しているパソコン基本ソフトのサポートが、平成26年4月で終了することに伴い更新するもので、地方自治法及び町条例の規定により議会の議決後、契約を締結するものです。入札の結果、ITサービスが1,480万5千円で落札しました。

今回取得するのは、ネットワークサーバー2台、パソコン53台、電子黒板5台のほかパソコン周辺機器23台、教材用機器等6台で、平成26年3月28日を納期として発注します。

質 疑

問

福山議員

53台のパソコンの更新、電子黒板の導入は当初から計画されていた事業だが、なぜ、早い段階で実施しなかったのか。

答

教育課長

導入の時期ですが、現在のパソコンのサポート期間が平成26年4月までですので終了間際まで利用し、冬休みの期間で更新を考えています。



専決処分

平成25年度当麻町一般会計補正予算(第6号)

現行の予算に80万2千円を追加し、予算の総額を56億3,506万6千円としました。

◎補正の内容

歳出では、土木費の住宅管理費で、町産材活用促進事業のPR費用と、公営住宅駅前団地の国土交通大臣賞受賞に伴う旅費及び記念祝賀会の開催費用を増額しました。歳入では、地方交付税を増額補正しました。



## 補正予算

### 平成25年度当麻町一般会計補正予算(第7号)

現行の予算に5億1,975万8千円を追加し、予算の総額を61億5,482万4千円としました。

#### ◎補正の主な内容

歳出では、衛生費の診療所費で、非常用電源設備の設置費用として繰入金金の増額、商工費の中心市街地活性化費で、商工会事務所の移転に伴う輝きの改修工事費用の増額、消防費で、消防庁舎建て替え費用等で上川中部消防組合負担金を増額しました。

歳入では、地方交付税、町債の消償債と民生債などを増額補正しました。

地方債では、消防庁舎整備事業と医科診療所非常用電源設備整備

事業を追加、消防救急無線デジタル化整備事業を変更しました。

## 質疑

山下議員

**問** ですねすけようかんやサイダーが大々的に売れましたが、実際のどのくらい販売できたのか。今後この品物を町の特産品とするのか。

総務企画課長

**答** ですねすけようかんの製造が3,500個、販売は3,000個程度で、特産品という位置付けです。

平成25年度当麻町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)

現行の予算に499万4千円を追加し、予算の総額を10億439万4千円としました。

#### ◎補正の主な内容

歳出では、総務費の一般管理費で国民健康保険システムの改修委託料の増額、保険給付費の退職被保険者等療養給付費と退職被保険者等高額療養費で、高額な医療費などの増により増額しました。

歳入では、療養給付費等交付金と一般会計繰入金を増額しました。

平成25年度当麻町国民健康保険特別会計(医科診療施設勘定)補正予算(第3号)

現行の予算に1,404万円を追加し、予算の総額を1億3,368万5千円としました。

#### ◎補正の内容

歳出では、総務管理費の一般管理費で非常用発電設備の設置費用を増額しました。

歳入では、一般会計からの繰入金を増額補正しました。

平成25年度当麻町水道事業会計補正予算(第1号)

現行の収益的支出の総額に900万円を追加し1億1,794万2千円としました。

#### ◎補正の内容

漏水修繕工事の増加に伴い、上水道事業費用の配水及び給水費で修繕費を増額補正しました。

## 産業福祉常任委員と

## JA当麻役員との懇談会

産業福祉常任委員とJA当麻役員との懇談会を昨年の12月19日に農業合同事務所で開催しました。

複合型当麻農業の振興についてというテーマで、「当麻農業の目指すべき方向」など、農業に関する様々な課題について熱心な議論が交わされました。







## 意見書

## 地方の声を国政の場へ

第4回定例会で意見書を可決し、内閣総理大臣ほか各関係省庁などに提出しました。なお、内容は次のとおりです。

## 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられているが、我が国においては、化石燃料への依存度が高まっており、森林や木材が果たす役割は、これまで以上に重要となっている。

しかしながら、本道の森林・林業・木材産業を取り巻く状況は依然として厳しく、山村地域の存続が困難となることが懸念されるとともに、森林が有する水源のかん養や国土・生態系の保全など公益的機能の低下への影響が危惧されている。

このような中、地域の特性に応じた森林の整備・保全を著実に進めるとともに、森林・木材産業の振興を図り山村地域を活性化していくためには、森林・林業を国家戦略と位置付けて、国の「森林・林業基本計画」等に基づき、森林施業の集約化、路網の整備、人材の育成等を積極的に進めるとともに、国産材の利用や木質バイオマスのエネルギー利用を促進するなど、森林資源の循環利用による森林・林業の再生を推進することが重要である。

また、東日本大震災の被災地において本格的な復興を早期に図るため、復興に必要な木材を安定的に供給できるよう取り組むことが必要である。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

## 記

- 1 地球温暖化防止、特に、森林吸収量の算入上限値3.5%の確保のための森林吸収源対策の推進や木材利用促進を図るため、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を追加するなど、安定的な財源を確保すること。
- 2 森林資源の循環利用による森林・林業の再生を推進するため、森林整備加速化・林業再生基金のような地域の実情に合わせて柔軟に対応できる予算の仕組みを継続するとともに、必要な予算を確保すること。
- 3 環境貢献に着目した木材利用を推進するため、木造公共施設の整備や商業施設等の民間施設の木造化・木質化への支援の強化、木材利用ポイント制度の延長・充実、さらには木質バイオマスのエネルギー利用を促進するための施策の充実を図ること。
- 4 安定的な林業経営の確立に向け、林業生産の基盤となる路網整備の推進、林業機械による効率的な作業システムの普及、コンテナ苗による植栽など低コスト技術の開発の推進、フォレスターや現場技術者等の人材の育成確保、さらには地域の実情に応じたエゾシカ森林被害対策の拡充・強化を図ること。
- 5 復興予算（森林整備加速化・林業再生事業）の使途の厳格化に伴い基金の返還が求められていることから、東日本大震災により被害を受けた住宅等の復興をはじめとした全国的な木材の安定供給に支障が生じないように、必要な予算措置を講じること。
- 6 地域の安全・安心の確保のため、津波対策等も踏まえた海岸防災林の整備を促進するとともに、施設の老朽化対策など治山事業を推進すること。
- 7 国有林の一体的な管理経営を通じた公益的機能の発揮のための事業実施、木材の安定供給等の取り組みの推進、森林・林業再生に向けた民有林との連携強化を図ること。

# 行政視察報告

## 当麻町公民館運営のあるべき姿を目指して

総務文教常任委員会では、待望の新公民館と多目的ホールが来春に完成することから、その施設の運営を目前に控えて、より効果的な管理・運営方法が如何にあるべきかをテーマとして、平成25年11月12日に管内の剣淵町と幌加内町の2つの公民館の運営実態を視察したので報告します。

### ● 剣淵町 ●

「絵本の里」として知られる剣淵町は人口約3,500人、面積は約130km<sup>2</sup>で、就業人口の約4割を農業が占め、主に米とジャガイモ、麦や豆類を主要作物としており、当麻町と類似した産業構造にある町です。

町内には中央公民館に該当する剣淵町公民館をはじめとして、自治会ごとに合計11の公民分館が設置されており、各分館の活動は活動交付金と自治会による負担で運営が賄われています。

分館長の選任については、各地域で互選された方が分館長となり、これを受け公民館長が任命書を発行する形をとっております。

剣淵町公民館の職員配置は、館長ほか副館長と社会教育グループの職員3名で構成され、職員の1名は社会教育主事の任用資格者です。

今から遡ること約10年までは、民間の方が公民館長の職を担っていましたが、現在は教育長が兼務し、副館長の職を教育課長が担う形態に移行している状況です。

剣淵町公民館の館長を担う教育



長は、永年にわたり社会教育畑を歩み、民間人が担ったかつての公民館長時代も経験し、また「絵本の里」の創設にも関わった見識・経験共に豊かな方で、公民館長に關しては、「民間人でも職員でも、要は住民ニーズや将来的に必要となる学習内容を常に拾いながら、町民との距離を如何に縮められるか、それが出来る人材こそが問題だと思えます」という話がとても印象的でした。

現在、人口が3,500人にまで落ち込んだ剣淵町の状況では、以前のように公民館長の民間人登用をはじめとてさまざまな公職への就任依頼が難しく、悩みの種であるという事です。

### ● 幌加内町 ●

幌加内町は、現在6地区で構成され、人口約1,700人、面積は南北に767km<sup>2</sup>で、基幹産業は農業（稲作・畑作）、酪農で、特に減反政策として昭和45年ころから本格的に栽培された「そば」は、一大産地となり、現在、名実ともに日本一のそば生産地を目指しています。

町内には、中央公民館と生涯学習センターのほか、地区公民館として5館、公民分館として10館あり、分館活動費は定額で割り付けられています。

幌加内町公民館の職員は、館長に教育委員会次長のほか主事1名を配置しております。

公民館活動は、教育委員会の事務所を置く生涯学習センターを拠点として行われ、センター内は250人を収容できるふれあいホール、陶芸教室のほか研修室があり、各種研修会や講座のほか生涯学習フェスティバルなどが開催されています。

また、各種サークル活動をサポートし、発表会も実施しています。館長が職員であることに關して



26日	1月	5日	7日	12日	16日	20日	23日	27日	31日	2月	3日	6日
時會(組合議員より上川町) 当麻米産地形成協議会定 期総會(議長)	当麻消防出初式	議會報編集特別委員會 成人を祝う會	上川町村議會事務局局長後 期研修會(局長より旭川市) 交通安全3団体新年會 (議長)	議會報編集特別委員會	上川町村議會議長會役員 會(議長より比布町)	上川中央都市・町議會議 長會定例會議(議長より上 川町)	議會報編集特別委員會	上川町村議會議長會役員 會(議長より比布町)	議會報編集特別委員會	議會報編集特別委員會	議會報編集特別委員會	當麻町地域農業再生協議



10日  
會(議長・産業福祉委員  
長)  
當麻町そ菜研究会でんす  
け部會創立30周年記念式  
典



各委員会の  
活動について  
お知らせいたします。

総務文教常任委員会

12月2日

- 當麻町森林組合「製材加工機械  
導入事業」の工期延長につい  
て
- 當麻町通疎地域自立促進市町村  
計画の変更について
- 定住自立圏の形成に関する協定  
の変更について
- 當麻町暴力団排除条例の制定に  
ついて
- 當麻町財政調整基金条例の一部  
を改正する条例について
- 當麻町まちづくり審附条例の一  
部を改正する条例について
- 當麻町中小企業経営安定化資金

- 利子補給条例の一部を改正す  
る条例について
- 當麻町ふれあい交流センター  
「輝き」の設置及び管理に関す  
る条例の一部を改正する条例  
について
- 財産の取得について(とうま山  
ファミリーガーデン施設)
- 財産の取得について(小・中学  
校コンピュータ導入)
- 平成25年度全国学力・学習状況  
調査について
- 人権擁護委員候補者の推薦につ  
いて

産業福祉常任委員会

12月3日

- 上川中部基幹相談支援センター  
の共同設置について
- 當麻町子育て支援センターの一  
時預かりについて
- 陳情書・意見書について
- 行政視察報告について
- 人権擁護委員候補者の推薦につ  
いて
- 上川中部基幹相談支援センター  
の共同設置について
- 當麻町子育て支援センターの一  
時預かりについて
- 農作物の生育及び出荷状況につ

町政はあなたのために…

議会を傍聴しましょう



- 町議会の定例会は、年4回(3月・6月・  
9月・12月)開かれます。
- 町議会の臨時会は、必要に応じて随時開  
かれます。

次の定例会は3月です。お気軽においでください。



- 平成25年度経営所得安定対策交付予定額について
- 当麻町森林組合「製材加工機械導入事業」の工期延長について
- 建設工事の進捗状況について
- 当麻町暴力団排除条例の制定について
- 当麻町ふれあい交流センター「輝き」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 財産の取得について（とうま山ファミリーガーデン施設）
- 陳情書・意見書について

**議会運営委員会**

12月10日

- 第4回定例会の運営について
- 大雪消防組合議会議員の選挙について
- 意見書の提出について
- 常任委員会の行政視察報告について
- 閉会中の所管事務調査の申し出について
- 会期及び日程について

**議案審議の結果**

**第4回 定例会**

事件番号	件名	結果	議決月日	
承認 第3号	専決処分の承認を求めることについて	承認	12月17日	
諮問 第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	適任		
議案 第68号	当麻町過疎地域自立促進市町村計画の変更について	原案可決		
議案 第69号	定住自立圏の形成に関する協定の変更について	原案可決		
議案 第70号	上川中部基幹相談支援センターの共同設置について	原案可決		
議案 第71号	当麻町暴力団排除条例の制定について	原案可決		
議案 第72号	当麻町財政調整基金条例の一部を改正する条例について	原案可決		
議案 第73号	当麻町町づくり寄附条例の一部を改正する条例について	原案可決		
議案 第74号	当麻町中小企業経営安定化資金利子補給条例の一部を改正する条例について	原案可決		
議案 第75号	当麻町ふれあい交流センター「輝き」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決		
議案 第76号	財産の取得について	原案可決		
議案 第77号	平成25年度当麻町一般会計補正予算（第7号）	原案可決		
議案 第78号	平成25年度当麻町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）	原案可決		
議案 第79号	平成25年度当麻町国民健康保険特別会計（医科診療施設勘定）補正予算（第3号）	原案可決		
議案 第80号	平成25年度当麻町水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決		
選挙 第2号	大雪消防組合議会議員の選挙について	指名推薦		12月18日
意見案 第5号	森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書の提出について	原案可決		
	常任委員会の行政視察報告について	報告		
	閉会中の所管事務調査の申し出について（総務文教常任委員会） （産業福祉常任委員会） （議会運営委員会）	承認		

## 議案の採決結果

	福山議員	山下議員	田澤議員	長瀬議員	善光議員	成田議員	前田議員	澤田議員	加藤議員	中瀬副議長	大川議長
承認 第3号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
諮問 第1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第68号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第69号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第70号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第71号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第72号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第73号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第74号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第75号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第76号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第77号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第78号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第79号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案 第80号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
意見案 第5号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—

○=賛成 X=反対 欠=欠席 ただし、議長は職務上、採決に参加していません。

(議席順)

## ● あとがき ●

日脚し伸ぶ2月となり、北こぶしをはじめ木々の蕾もふくらみを増し、ほんの少し、春の兆しを感じる今日この頃、町民各位におかれては御健勝のことと察しお慶び申し上げます。また、年4回発行の議会報をご愛読いただいておりますことに心から感謝とお礼を申し上げます。

今年も、3月より、第1回定例議会から始まりますが、一年通して良い話題を届けられる一年になると思っています。

努めて町民皆様へ、わかりやすく議会活動を発信させて頂きますので宜しくお願い申し上げます。

さて、建設中の公民館は、平成26年4月から新たな活用が始まります。町民の多くがこの施設に集い完成を祝い記念式典や記念事業などが計画されており、この公民館を核として今後の町づくり、人づくりに活かしていただき、町民が笑顔で元気な当麻町に発展される礎になることをご祈念申し上げます。

議会報は、町民と議会をつなぐ架け橋です。今後も御愛読下さいますようお願い申し上げます。

まだまだ、厳しい寒さが続きますので、風邪などひかれないうちに御自愛され、町民皆様にとって良い一年になりますことを心から念じ結びといたします。

(成田)



委員長 善光英治  
副委員長 前田滋  
委員 成田治  
委員 山田勝博